加古川水系　洪水浸水想定区域図
（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））総括図（図郭図）

凡 例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）
- 市町境界
- 浸水想定区域の指定の対象となる河川

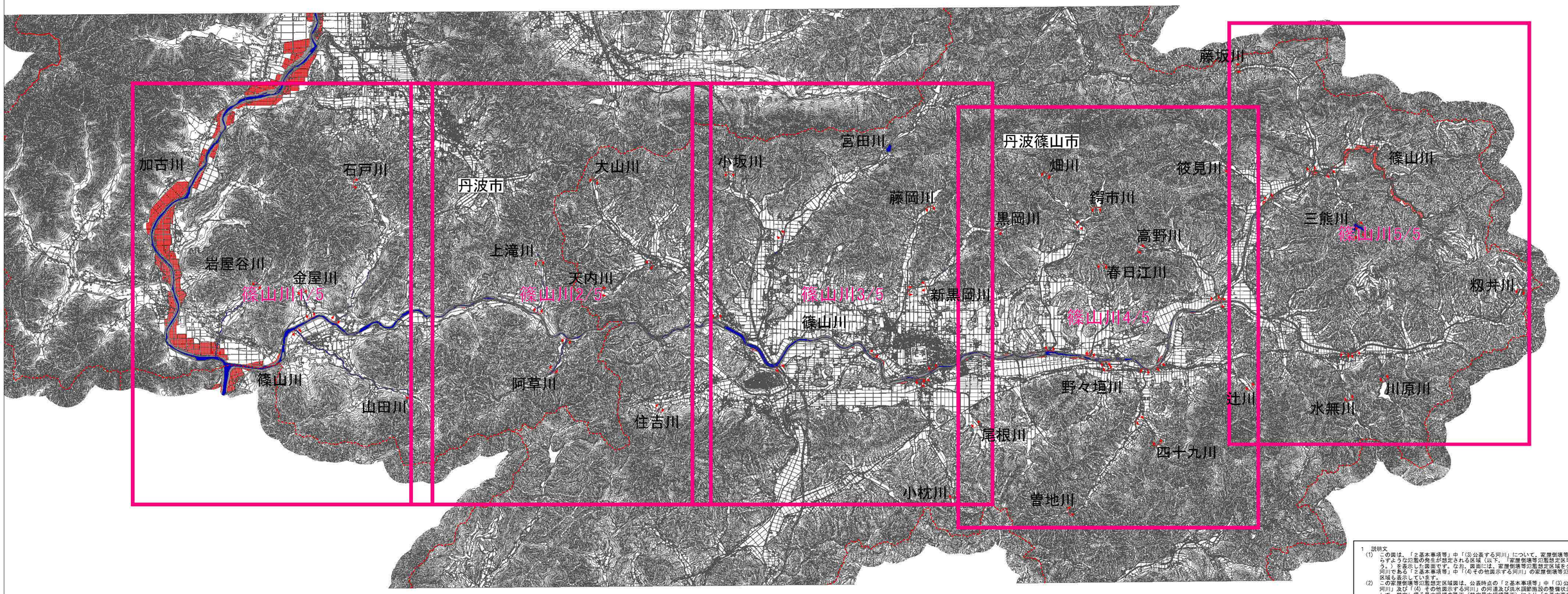

1　説明文

(1)　この図は、「２基本事項等」中「(3) 公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。）を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川である「２基本事項等」中「(4) その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。

(2)　この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「２基本事項等」中「(3) 公表する河川」及び「(4) その他図示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）により「２基本事項等」中「(3) 公表する河川」及び「(4) その他図示する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3)　なお、このシミュレーションにあたっては、「２基本事項等」中「(3) 公表する河川」及び「(4) その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。

(4)　また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直後基礎の視点的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

2　基本事項

(1)	作成主体	兵庫県
(2)	公表年月日	○年○月○日
(3)	公表する河川	加古川水系岩屋谷川、山田川、金屋川、石戸川、上滝川、阿草川、大山川、天内川、小坂川、住吉川、藤岡川、新黒岡川、小枕川、畑川、黒岡川、鍔市川、宮田川、筱見川、春日江川、野々垣川、曽地川、四十九川、辻川、高野川、籾井川、川原川、水無川、藤坂川、三熊川（指定流民局（センター）：丹波流民局）
(4)	その他図示する河川	加古川水系加古川、篠山川、宮田川
(5)	関係市町	西脇市、丹波篠山市、丹波市
(6)	その他の計算条件等	

①　この図は、「(3) 公表する河川」及び「(4) その他図示する河川」で溢水・越水・破堤した場合の洪水浸水想定区域を表示しています。このため、「(3) 公表する河川」及び「(4) その他図示する河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破堤した場合の浸水状況は表示していません。

②　この図は、「(3) 公表する河川」及び「(4) その他図示する河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破堤させ、堤防が無い区間においては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③　氾濫計算は対象区域を75mのメッシュに分割して、これを１単位として計算しており、また、この計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため微地形による影響が表せていない場合があります。

④　洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続盛土構造物（道路や鉄道等の盛土）を考慮して図化しています。

1:38000

2000　0　1000　2000　4000　6000m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号　　情使、第　号）